

国民健康保険税減免措置支援事業

保険年金課

事業費：10,618 千円

事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免については、住民生活等を支援する施策として、令和 2 年度に引き続き実施する。

令和 3 年度の減免措置に対する国からの財政支援については、特別調整交付金に段階的な補助割合が設けられ、減免額によっては部分的なものとなっており、本市は 10 分の 4 の補助割合となる見込みである。

このようなことから、残り 10 分の 6 の地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、国民健康保険運営の安定化を図るものである。

事業内容・事業費内訳等

減免は、被保険者の申請に基づく措置であり、令和 3 年度賦課分に係る減免措置額の見通しがつかないため、令和 2 年度の減免額を積算基礎として令和 3 年度の減免措置額を見込む。

○令和 3 年度減免措置見込額 17,696 千円

$17,696 \text{ 千円} \times 6/10 \approx 10,618 \text{ 千円}$

【参考】令和 2 年度減免総額・・・35,391,200 円

その他

※令和 3 年 6 月 11 日：厚生労働省保健局国民健康保険課事務連絡

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等の取扱いに関する Q&A について」問 2-19 の回答により、本交付金を活用することは可能。

※「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A」（第 5 版）

※1-33 参照